

自営就農志向者受入促進事業

(ハード支援：研修用機械等の導入経費支援)

島根県地域研修制度における担い手育成協定を締結した受入経営体が研修対象者を受け入れた場合、独立に向けた技能習得に必要な機械等の整備を行う事業に対し支援することにより、島根県農林水産基本計画で重点推進事項として掲げる認定新規就農者の確保・育成を図る。

1 事業実施主体

地域研修制度に定める担い手育成協定を締結している農業経営体（県からの交付先は市町村）

2 要件

- (1) 地域研修制度に定める研修計画を作成していること。
- (2) 国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している、又は1年以内に取得することが確実なこと。
- (3) 地域研修制度に定める研修対象者を受け入れて研修を実施している、又は受け入れて研修を実施することが決まっていること。
- (4) 事業完了後、少なくとも7年間は常時、研修対象者を受け入れて研修を実施する体制を整備し続けること。

3 対象経費

- (1) 機械等の購入に要する経費。
- (2) 素畜（繁殖雌牛は5歳齢未満のもの）の導入に要する経費。
- (3) 果樹等の植栽に要する経費。
- (4) 排水改良、土壌改良等生産基盤の整備に要する経費。
- (5) 研修環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費。

4 補助率等

- (1) 補助率 1/3
- (2) 補助上限額 3,333 千円
- (3) 下限事業費 300 千円